

かみなり村北館（生活介護）

運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会（以下「事業者」という。）が設置する「かみなり村北館」では、指定障害福祉サービス事業の指定生活介護（以下「生活介護」という）を実施するにあたり、適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な福祉サービスの提供を確保する。

（運営の方針）

第2条 生活介護の実施にあたって、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

2 生活介護の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努める。

3 生活介護の実施にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事柄について、理解しやすいように説明をおこなう。また、提供する内容の質の評価を行い、常にその改善を図る。

4 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）及び「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成二十四年岐阜県条例第八十五号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施する。

（提供拒否の禁止）

第3条 事業所は正当な理由なく生活介護の提供を拒んではならない。

（事業所の名称等）

第4条 生活介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 かみなり村北館

(2) 所在地 〒501-6229 羽島市正木町坂丸二丁目63番地 TEL 058-372-3437

FAX 058-392-7380

(営業日及び営業時間)

第5条 生活介護の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、日曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日を除く毎日。
- (2) 営業時間は、午前8時半～午後5時半。
- (3) サービス提供時間は、営業日の9時～16時。
- (4) 但し、特別な場合は、日曜日、祝日も臨時で営業日とし、その営業時間及びサービス提供時間は、別途定めるものとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

生活介護 40名

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 本事業所に配置すべき、生活介護の職員ごとの定数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務職員1名)
管理者は、事業の管理運営などに関することを行う。
- (2) サービス管理責任者 1名(常勤兼務職員1名)
サービス管理責任者は、指定生活介護計画の作成など、利用者が自立した日常生活を営むことができるように必要な援助を行う。
- (3) 生活支援員 13名(常勤専従職員2名・非常勤専従職員11名)
生活支援員は、指定生活介護計画に基づき生活介護のサービスの提供を行う。
- (4) 医師 1名(非常勤兼務職員)
医師は、利用者に対して、日常生活上の心身の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (5) 看護職員 2名(常勤専従職員2名)
看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の心身の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (6) 調理員 1名(非常勤専従職員1名)
調理員は、利用者の栄養管理、調理等を行う。

(サービスの内容等)

第8条 生活介護のサービスの内容は次の通りとする。

- (ア) 生活介護計画の作成
- (イ) 食事の提供
- (ウ) 入浴、又は清拭
- (エ) 身体等の介護
- (オ) 創作活動及び生産活動の提供
- (カ) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援

- (キ) 生活相談
- (ク) 健康管理
- (ケ) 送迎サービス
- (コ) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(イ) から (ケ) に附帯する日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

(生活介護の実施)

第9条 生活介護の介護及び支援は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な援助を行う。

- 2 事業所は、指定生活介護等の提供にあたっては、常に一人以上の従業者を介護及び支援に従事させる。
- 3 事業所は、生活介護の提供にあたっては、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業者以外による介護及び支援を受けさせない。

(生産活動)

第10条 事業所は、生活介護の生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努める。

- 2 事業所は、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等が利用者に過重な負担とならないように配慮する。
- 3 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行う。
- 4 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置など作業環境を整備し、生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講ずる。

(工賃の支払い)

第11条 事業所は、生活介護を利用して生産活動に従事している利用者に対して、事業収入から事業に必用な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う。

- 2 事業所は、利用者の自立した日常生活、又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努める。

(食事の提供)

第12条 事業所は、生活介護の利用者の食事の提供あたり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得る。

- 2 事業所は、食事を提供する場合、利用者の心身の状況並びに嗜好を考慮し、適切な栄養量及び内容の食事を提供する。

(心身の状況等の把握)

第13条 事業者は、生活介護の提供にあたり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第14条 事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止の為、次の措置を講ずる。

- (1) 苦情解決体制の整備
- (2) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (4) 成年後見制度の利用支援

(身体拘束等の禁止)

第15条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第16条 事業者は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 体験の機会・場

地域移行・定着支援や地域社会での自立に向けて、障害福祉サービスの利用や一人暮らし体験の機会・場を提供する機能。

(2) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

(利用料等)

第17条 事業者は、生活介護を提供した際は、利用者からサービスの利用に係る利用者負担額の支払いを受ける。

- 2 事業者は、法定代理受領を行わない生活介護を提供した際は、利用者から当該生活介護に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定生活介護に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に生活介護に要した額）の支払を受けるものとする。この場合、提供した生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受ける。

(1) 食事の提供に要する費用 1食400円（食材料費相当額）

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(2) 入浴の提供に要する費用 1回200円

(3) 創作的活動に係る費用 実費

(4) 送迎サービスの提供に係る費用 通常の事業の実施区域を越えた場合においての実費
（事業所を起点に片道10kmを超えた走行距離数に30円を乗じた金額）

(5) その他、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 事業者は、前3項に係る費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得る。

（通常の事業の実施区域）

第18条 通常の事業の実施区域は、羽島市、岐南町、笠松町。上記以外の地域の方は、相談に応じることとする。

（利用にあたっての留意事項）

第19条 利用者はサービス利用中に、お互いより良く快適に過ごしていくために次の各号に掲げる決まりを守る。

- (1) 利用者、ボランティア、従業者間相互のプライバシーを守る。
- (2) お互いの障がいを理解し、むやみに相手の中傷しない。
- (3) 決められた時間を守る。
- (4) 自分で出来る事は、自分でする。

(緊急時の対処方法)

第20条 従業者は、現に生活介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を講じる。

(非常災害体制)

第21条 事業者は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情解決)

第22条 提供した生活介護に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 提供した生活介護に関し、法第十条第一項の規定により、市町村及び法第四十八条第一項の規定により岐阜県知事又は市町村長が行う報告、若しくは文書その他の物件の提出、若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問、若しくは事業所の設備、若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者等からの苦情に関して市町村又は、岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力し、市町村又は、岐阜県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 社会福祉法第八十三条（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(勤務体制の確保等)

第23条 事業者は、利用者に対し適切な生活介護を提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておく。

2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって生活介護等を提供するものとする。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。

3 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

(秘密の保持)

第24条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、他の事業所に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ書面により利用者の同意を得ておくものとする。

(記録の整備)

第25条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業所は、利用者に対する生活介護の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

(主たる利用対象者)

第26条 身体、知的、精神障害、難病患者の方で、障害福祉サービス受給者証を受けている方。

(協力医療機関)

第27条 事業者は、岩佐医院を協力医療機関とする。

(その他)

第28条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要な事項は、社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成28年 1月1日から施行する。
2. この規程は、平成28年 5月1日から施行する。
3. この規程は、平成28年 8月1日から施行する。
4. この規程は、平成29年 1月1日から施行する。
5. この規程は、平成29年 3月1日から施行する。
6. この規程は、平成29年 4月1日から施行する。
7. この規程は、平成29年 6月1日から施行する。
8. この規程は、平成30年 4月1日から施行する。
9. この規程は、平成30年 5月1日から施行する。
10. この規程は、平成31年 4月1日から施行する。
11. この規程は、令和元年 8月1日から施行する。
12. この規程は、令和2年 11月1日から施行する。
13. この規程は、令和3年 3月1日から施行する。
14. この規程は、令和3年 5月1日から施行する。
15. この規程は、令和4年 1月1日から施行する。